

# 土木材料検査実施基準

令和5年4月

世 田 谷 区

# 土木材料検査実施基準

## 目 次

### 第1章 総則

第1	目的	1
第2	適用範囲	1
第3	材料検査の執行区分	1
第4	材料検査の命令	1
第5	材料検査請求書等	2
第6	材料検査の立会い	3
第7	材料検査の方法	3
第8	理化学試験の手続き等	7
第9	技術的基準	8
第10	材料検査の結果判明後の措置	8
第11	材料検査の結果報告	9
第12	単価契約における材料検査	9
別表—1	品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）	11
別紙—2	品目別の執行区分及び検査方法（建築工事）	22
別表—3	品目別の執行区分及び検査方法（設備工事）	28
別表—3—1	電気設備工事	29
別表—3—2	機械設備工事	34
別表—3—3	水門、排水ポンプ設備工事	39

### 第2章 手続き

材料検査の手続き	41
参考—1 アスファルト事前審査制度について	44
参考—2 試験研究機関一覧（参考）	51

# 土木材料検査実施基準

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1 この基準は、世田谷区契約事務規則（昭和39年規則第4号）第54条、第62条及び第63条の規定に基づき、世田谷区が施行する土木工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2 この基準は、原則として土木工事及び土木工事に付随する建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。

なお、これによりがたい場合は、別途検査事務の主管課長の指示による。

### (材料検査の執行区分)

第3 工事等の材料検査は、それぞれの工事等について別表1～3に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。

2 別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。

### [解 説]

1 別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長が工事等の主管課長と協議のうえ、別表1～3に準じて定めるものとする。

2 第2項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

- (1) 材料の性質や工程等により、工事現場への搬入後、速やかに使用しなければならないもの。
- (2) J I S等の規格品。
- (3) 工事現場等での確認が容易なもの。

### (材料検査の命令)

第4 契約担当者は、契約を締結したときは、速やかに検査員を指名し、当該契約に係る材料検査を命じる。

2 この基準により監督員が行う材料検査については、当該工事等について監督を命じられた者に材料検査の命令があったものとする。

3 契約担当者は、材料検査を命令された職員に事故が合った場合は、他の職員に材料検査を命じる。

〔解説〕

1 検査員に対する材料検査の命令

(1) 検査員の指名とは、契約担当者が、世田谷区契約事務規則第56条及び第56条の2により指名した検査員の中から、当該契約に係わる材料検査を行う検査員として特定することである。

(2) 契約担当者は、検査員を指名し、材料検査を命じるときは、個々の契約毎に、検査命令簿によって行うものとする。

なお、検査命令簿は、検査事務の主管課長が管理する。

(3) 契約担当者は次の場合、複数の検査員を指名することができるものとする。

① 補欠の検査員を置くとき。

② 材料を区分して、他の検査員に材料検査を行わせるとき。

2 監督員に対する材料検査の命令

監督員に対する材料検査の命令の手続きは、別に要しないものとする。

なお、世田谷区工事施行規程第15条の規定に基づき工事の監督を命じられた者は、同時に材料検査も命じられたものとみなすものである。

(材料検査請求書等)

第5 検査員は、契約の相手方から材料検査請求書（経理課指定書式）が提出されたときは、これに基づき速やかに材料検査を行う。

2 監督員は、契約の相手方から材料搬入予定調書（様式第28号）が提出されたときは、これに基づき速やかに材料検査を行う。

〔解説〕

1 材料検査請求書等の様式は、「経理課指定書式」及び「受注者等提出書類処理基準」に定めるものを使用する。

(1) 「材料検査請求書」：経理課指定書式

(2) 「材料検査内訳書」：経理課指定書式

(3) 「材料搬入予定調書」：受注者等提出書類処理基準\_様式第28号

(4) 「材料搬入予定内訳調書」：受注者等提出書類処理基準\_様式第29号

2 「材料検査請求書」には、「材料検査内訳書」を添付し、検査員に提出するものとする。

3 様式第28号「材料搬入予定調書」には、様式第29号「材料搬入予定内訳調書」を添付し、監督員が行う材料検査の対象品目のうち、最初の材料が搬入される前に監

督員に提出するものとする。

(材料検査の立会い)

第6 検査員は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

2 検査員は、材料検査を行うときは、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会いを求めるものとする。

3 監督員が行う材料検査については、特に必要ある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。

なお、特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、工事等の主管課長の指示による。

[解説]

1 監督員が行う材料検査において、工事等の現場で行う場合は他の職員の立会いは要しないものとする。

2 監督員が行う材料検査において、工事等の現場以外で行う場合は、原則として工事等の主管課長が指定する職員の立会いを要するものであるが、工事等の主管課長の判断により、変更の余地を残すものである。

3 「工事等の現場」とは、工事現場や工事現場での製作等をいう。

(材料検査の方法)

第7 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

① 品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が土木材料仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その結果により判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、

カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。

ウ 照合による検査

J I S等の規格を証明するマークの表示又はJ I S等に基づく規格証明書を現品と照合し判定する。

エ 書類による検査

土木工事において、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画等の書類を審査し判定する。

② 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。

- 2 各品目別の検査方法は、別表1～3に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～3に定める方法によることが適当でないと認める場合は、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）の承認を得て、その方法を変更することができる。
- 3 別表1～3に定めのない特殊品目の検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、検査事務の主管課長と工事等主管課長が協議して定める。
- 4 試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、所内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。
- 5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、J I S等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び

検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

- 6 書類による検査の対象品目になっているものについては、別紙－1「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」に基づき行う場合のある試験を除き、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

〔解 説〕

- 1 材料検査は品質検査と数量検査からなる。

(1) 品質検査

品質検査は「照合」を除き、検査の事前に提出し承認された「承諾申請書」、「監督員資料」等に基づき品質検査を行うものとし、その様式は以下による。

- ① 承諾申請書（様式第22号）は、「受注者等提出書類処理基準」に定める「承諾申請書」に必要な資料を添付の上、提出するものとする。

- ② 監督員資料提出届（様式第32号）は、「受注者等提出書類処理基準」に定める「監督員資料提出届」に必要な資料を添付の上、提出するものとする。

なお、「監督員資料」は土木工事において使用するものとする。

ア 「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、別表1～3において「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。

(a) 工事等で重要な材料

(b) 特注品

- ② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。

- ③ 現場搬入後、監督官庁による検査が行われる材料のうち、試験が必要なものの。

イ 「確認による検査」の対象品目については、別表1～3において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。

- ② J I S等規格品であるが、J I S等の規格を証明するマークの表示がないもの。

③ J I S等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。

なお、別表2～3のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、それらを基に確認するものとする。

ウ 「照合による検査」の対象品目については、別表1～3において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。

① 別表1～3に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。

(a) J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。

(b) J I S等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。

エ 「書類による検査」の対象品目については、土木工事において以下のいずれかの条件に該当するものとする。

① 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目に規定されているもので、施工管理記録等により、品質が確認できるもの。

② 「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目に規定されているもの。

③ 「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となる橋梁工事に使用するもの。

「書類による検査」は、使用前に規格証明書、配合計画書及び認定証等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認するものとする。

また、「土木工事施工管理基準」、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」、「アスファルト混合物事前審査制度実施要領」等に基づき、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。

## (2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

## 2 検査方法の変更

各材料について、第1項の区分により検査方法を別表1～3のとおり定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

## 3 特殊な品目の検査方法

別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、検査事務の主管課長が工事等の主管課長と協議して、第7



(材料検査の方法) に準じて定めるものとする。

#### 4 所内の定義

「所内」とは、工事所管課内をいう。

#### 5 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、検査職員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

#### (理化学試験の手続等)

第8 検査職員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書（様式第27号）を提出させ、試験委嘱指定書に所要事項を記入のうえ交付する。

2 検査職員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する（選定にあたっては、参考－2「試験研究機関一覧」を参照にするとよい）。この場合、検査職員の立会は不要であるが、検査職員の立会いを条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うことも出来る。

3 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会のうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

4 検査職員は、採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。

なお、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

#### [解 説]

1 第2項の製造業者等を指定する場合で監督員が行う検査については、事前に工事等の主管課長に報告するものとする。ただし、この報告は、文書によることを要しないものとする。

2 第3項のただし書は、監督員が常時現場にいる体制でないことを考慮し、監督員が行うこととなっている材料について特例を設けたものであり、材料の性質上搬入後ただちに使用される材料については、供試料の採取を自ら行わず、契約の相手方

に採取方法を具体的に指示して行わせることができるものとする。

- 3 第4項のなお書は、土木工事において検査職員の打刻及び封印を省略する場合もあるため、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については、工事等の主管課長）の判断により変更の余地を残すものである。

(技術的基準)

第9 土木材料検査の技術的基準は、別冊土木材料仕様書（第8章）に示すとおりである。この技術的基準は、第7. 材料検査の方法において、試験を行う検査として定められた材料、又は照合・確認を試験に代えた材料における試験（品質を代表する項目）の頻度・方法について定めたものである。

土木材料検査は、この技術的基準によるほか、この技術的基準に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

また建築材料や設備材料については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

[解説]

土木工事における材料検査の理化学試験の項目、供試料の採取基準等については、土木材料仕様書によるものとする。またこれに定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

建築工事、設備工事における材料検査の技術的基準については、別表—2、同一3、上記関連仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(材料検査の結果判明後の措置)

第10 検査員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方及び監督員に合否を通知し、不合格品がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。

2 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は、契約の相手方に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。

3 前項において、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事等の主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

[解説]

- 1 監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわし

や別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長の指示により処理するものとする。

- 2 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面（指示書、改善指示書、改善命令書）による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。なお、書面の様式は、「監督基準」によるものとする。

(材料検査の結果報告)

第11 検査員は、材料検査を完了したときは、材料検査願に必要な事項を記入し、検査事務の主管課長に報告する。

- 2 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書（様式第30号）を提出させ、取りまとめのうえ工事等の主管課長に報告する。

- 3 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査について、次に掲げる各号に該当する場合は、その都度、工事等の主管課長に報告する。

- ① 使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき。
- ② 使用後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき。
- ③ 書類による検査の結果が、不合格と判明したとき。

〔解説〕

- 1 様式第30号には、様式第31号「材料搬入実績内訳調書」を添付し報告するものとする。
- 2 第3項第1号に定める場合の報告は、その都度、工事等の主管課長に報告することとし、第3項第2号に定める場合の報告は、試験研究機関等の発行した試験成績表等によるものとする。  
また、第3項第3号に定める場合の報告は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等によるものとする。

(単価契約における材料検査)

第12 単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表1～3又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。

なお、第3、第5、第10の規定は適用しない。

〔解説〕

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施行が断続的

にひん発したりするため、検査員の検査になじまないものである。従って、別表1～3の検査の区分に関係なく、すべて監督員が材料検査を行うものとする。

なお、別表1～3に記載がなく、特記仕様書にも定めのない品目の検査方法は、第7に準じ、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

(附 則)

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成22年1月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

# 別表— 1

## 品目別の執行区分及び検査方法

(土木工事)

別表－1

材料検査の品目別執行区分及び検査方法

(土木工事)

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		適用	
		検査員	監督員	品質				数量		承諾	監督		
				試験	確認	照合	書類	検量	出来形				
101	洗砂利		○		○					○		○	
102	コンクリート用砕石		○			○				○		○	
103	コンクリート用砕砂		○			○				○		○	
104	コンクリート用洗砂		○		○					○		○	
105	アスファルト混合物用洗砂												注3
106	構造用軽量コンクリート骨材												注3
107	砂		○		○					○		○	
108	クラッシュラン		○			○	○			○		○	注11 注13
109	再生クラッシュラン		○		○		○			○		○	注11 注13
110	再生砕石（擁壁等裏込め用）		○		○		○			○		○	注13
111	再生砂（RC-10）		○		○					○		○	注11 注13
112	粒度調整砕石		○			○	○			○		○	注11 注13
113	再生粒度調整砕石		○		○		○			○		○	注11 注13
114	単粒度砕石		○			○				○		○	
115	スクリーニングス												注3
116	砕石ダスト		○		○					○		○	
117	道路用鉄鋼スラグ		○	○		○	○			○		○	高炉徐冷スラグのみ試験 注11
118	舗装用石粉		○			○				○	○		
119	割ぐり石		○		○					○		○	
120	玉石		○		○					○		○	
121	改良土		○		○					○		○	
122	流動化処理土		○		○					○		○	
123	粒状改良土		○		○					○		○	
124	アスファルト混合物用 熔融スラグ（注-1）		○		○				○		○		
125	アスファルト混合物用汚泥焼 却灰（注-1）		○		○				○		○		
126	コンクリート用再生骨材H		○			○				○		○	すりへり減量は 砕石に適用

別表－1

番号	品名	執行		検査方法						提出書類の区分		適用	
		区分		品質				数量		区分			
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督		
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ		○			○				○			
201	一般構造用圧延鋼材		○			○		○		○			注4
202	溶接構造用圧延鋼材		○			○		○		○			注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材		○			○		○		○			注4
204	ねずみ鉄品	○				○			○	○			注17
205	球状黒鉛鉄品	○				○			○	○			注17
206	炭素鋼鋳鋼品	○				○			○	○			注17
207	炭素鋼鍛鋼品	○				○			○	○			注17
208	配管用炭素鋼管		○			○		○	○	○			注2
209	一般構造用炭素鋼管		○			○		○	○	○			注2
210	一般構造用軽量形鋼		○			○		○	○	○			注2
211	ステンレス鋼材		○			○		○	○	○			注2
212	ミーハナイトメタル		○		○			○		○			
213	アルミニウム合金鋳物		○			○			○	○			
214	アルミニウム合金押出形材		○			○			○		○		
215	鉄筋コンクリート用棒鋼		○			○			○	○			
216	PC鋼線及びPC鋼より線		○			○			○	○			
217	P C 鋼 棒		○			○			○	○			
218	鋼 管 ぐ い		○			○		○	○		○		注2
219	H 形 鋼 ぐ い		○			○		○	○		○		注2
220	熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○		注2
221	溶接用熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○		注2
222	鋼 管 矢 板		○			○		○	○		○		注2
223	軽 量 鋼 矢 板		○		○				○		○		
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○			○	○			六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○			○	○			六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類		○	○				○	○	○			注2
227	ス タ ッ ド		○			○			○	○			

別表－1

番号	品名	執行		検査方法						提出書類の区分		適用
		区分		品質				数量		区分		
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
228	鉄網		○		○				○		○	
229	溶接金網		○			○			○		○	
230	ひし形金網		○			○			○		○	
231	クリンプ金網		○			○			○		○	
232	ネットフェンス構成部材		○			○			○		○	
233	垂鉛めっき鉄線製かご類		○			○			○		○	
234	道路びょう		○		○				○		○	
235	反射性道路びょう		○		○				○		○	
236	防護さく		○		○				○		○	
237	道路標識 路側式		○		○				○		○	
	道路標識 オーバーハング式		○		○				○	○		
238	道路反射鏡		○		○				○		○	
239	視線誘導標		○		○				○		○	
240	照明灯柱テーパーポール	別表 3 - 1 に よ る こ と										
241	道路照明用器具	別表 3 - 2 に よ る こ と										
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)		○			○			○		○	
243	ねじふし鉄筋及び継手		○			○			○		○	
301	ポルトランドセメント		○			○			○		○	注6
302	高炉セメント		○			○			○		○	注6
303	エコセメント		○						○		○	注6
304	フライアッシュ		○			○			○		○	注6
305	安定処理用石灰		○			○			○		○	注6
306	セメント系固化材		○		○				○		○	注6
307	一般用レディーミクストコンクリート		○	○				○		○	○	注13、注14
308	舗装用レディーミクストコンクリート		○	○				○		○	○	注13、注14
309	水中用レディーミクストコンクリート		○	○				○		○	○	注13、注14
310	再生骨材Mを用いたコンクリート		○	○				○		○	○	



別表－1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		適用
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
311	再生骨材Lを用いたコンクリート		○	○			○		○	○		
312	セメント処理混合物		○	○			○		○	○	○	注 11
313	遠心力鉄筋コンクリート管		○			○		○			○	
314	プレキャストコンクリート管		○			○		○			○	
315	舗装用コンクリート平板		○			○			○		○	
316	視覚障害者誘導用ブロック		○		※ ○	○			○		○	※コンクリート製以外の製品（合成樹脂製品等）は、「確認」のみとする
317	インターロッキングブロック		○			○			○		○	
318	鉄筋コンクリートU形		○			○			○		○	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた		○			○			○		○	
320	コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形		○			○			○		○	
321	鉄筋コンクリート特殊L形		○			○			○		○	(鉄筋コンクリートU型ふた掛け用)
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊		○			○			○		○	(場所打側溝ふた掛け用)
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊		○			○			○		○	(国土交通省型)
324	コンクリート境界ブロック		○			○			○		○	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック		○			○			○		○	
326	セミフラット型街きよ		○		○				○	○		
327	集水ますブロック類		○		○				○		○	(街きよ用、L形用、U形用)
328	鑄鉄製格子形集水ます用ふた		○		○				○		○	
329	汚水ます（L型・円形）ブロック類		○		○				○		○	
330	人孔側塊		○			○			○		○	
331	人孔床版塊		○		○				○		○	
332	人孔ふた		○			○			○		○	
333	人孔付属物		○		○				○		○	
334	植樹帯用コンクリートブロック		○		○				○		○	
335	道路浸透ます(コンクリート枠)		○		○				○		○	

別表－1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		適用	
		検査員	監督員	品質				数量		承諾	監督		
				試験	確認	照合	書類	検量	出来形				
336	公園用ハンドホール		○		○					○		○	
337	鉄筋コンクリート境界標杭		○		○					○		○	
338	コンクリート積みブロック		○			○				○	○		
339	空洞コンクリートブロック		○			○				○	○		
340	プレキャストコンクリート矢板		○			○		○		○			
341	遠心力鉄筋コンクリートくい		○			○		○		○			
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい		○			○		○		○			注16
343	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた		○			○			○	○			
344	鉄筋コンクリート管(ソケット)		○			○		○				○	
345	プレキャスト街きょブロック		○		○				○	○			
346	信号機用ハンドホール		○		○				○	○			
401	石油アスファルト	ストリート20~40											注3
		ストリート40~120											注3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型												注3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型												注3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型												注3
405	ポリマー改質アスファルトⅢ型-W												注3
406	ポリマー改質アスファルトⅢ型-WF												注3
407	ポリマー改質アスファルトH型												注3
408	ポリマー改質アスファルトH型-L												注3
409	ポリマー改質アスファルトH型-M												注3
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト												注3
411	脱色バインダ												注3
412	トリニダットレイクアスファルト												注3
413	硬質スアスファルト												注3
414	石油アスファルト乳剤		○			○			○	○			

別表－1

番号	品名	執行		検査方法						提出書類の区分		適用
		区分		品質				数量		区分		
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
415	改質アスファルト乳剤		○		○				○	○		
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤		○		○				○	○		
417	アスファルト混合物 (細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度1号・開粒度2号・粗粒度・ポーラス)		○				○		○	○		注5
418	再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)		○				○		○	○		注5
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物		○				○		○	○		注5
420	グースアスファルト混合物		○				○		○	○		注5
421	常温混合物		○				○		○	○		注5
422	重交通対応・全天候型常温混合物		○				○		○	○		注5
423	アスファルト処理混合物		○				○		○	○		注5
424	再生加熱アスファルト処理混合物		○				○		○	○		注5
425	半たわみ性アスファルト混合物		○				○		○	○		注5
426	保水性アスファルト混合物		○				○		○	○		注5
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物		○				○		○	○		注5
428	接着剤(橋面舗装用)		○		○				○	○		
429	防水材(橋面舗装用)合成ゴム系溶剤型		○		○				○	○		
	防水材(橋面舗装用)歴青系加熱型		○		○				○	○		
	防水材(橋面舗装用)シート系		○		○				○	○		
	防水材(橋面舗装用)貼付用アスファルト		○		○				○	○		
430	目地材(橋面舗装用)		○		○				○	○		
501	エッチングプライマー		○			○		○		○		注4
502	ジンクリッチプライマー		○			○		○		○		注4
503	ジンクリッチペイント		○			○		○		○		注4
504	一般用さび止めペイント		○			○		○		○		注4
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント		○			○		○		○		注4
506	合成樹脂調合ペイント		○			○		○		○		注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗		○		○			○		○		注4

別表－1

番号	品名	執行		検査方法						提出書類の区分		適用	
		区分		品質				数量		区分			
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督		
508	超厚膜系エポキシ樹脂塗料		○		○				○		○		注4
509	変性エポキシ樹脂塗料		○		○				○		○		注4
510	ふっ素樹脂塗料		○		○				○		○		注4
511	道路標示塗料		○		○					○	○		
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		○		○								注4
513	構造用錆止めペイント		○			○			○		○		注4
514	鋼構造物用耐候性塗料		○			○			○		○		注4
601	樹木・株物（樹木）		○		○				○			○	
	樹木・株物（株物）		○		○					○		○	
602	芝		○		○					○		○	
603	地被植物・草花		○		○					○		○	
604	植栽保護材料		○		○					○		○	
605	土壌及び土壌改良剤（土壌）		○		○					○		○	
	土壌及び土壌改良剤（土壌改良材）		○		○				○			○	
606	肥料・農薬		○		○				○			○	
701	目地板		○		○				○			○	
702	注入目地材		○		○				○			○	
703	ポリ塩化ビニル止水板		○			○			○		○		
704	硬質塩化ビニル管		○			○			○			○	
705	エポキシ樹脂モルタル		○		○				○		○		注4
706	高輝度反射材		○		○					○	○		
707	地点標		○		○					○		○	
708	付着防止剤		○		○				○		○		
709	ライナープレート		○		○					○	○		
710	E P S（軽量盛土工法用発砲スチロール）		○		○				○		○		
711	硬質骨材（すべり止め舗装用）		○		○				○		○		
712	低騒音舗装用排水パイプ		○		○				○		○		

別表－1

番号	品名	執行		検査方法						提出書類の区分		適用
		区分		品質				数量		区分		
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
	造園材料(石材)		○		○			○	○		○	注2
	造園材料(木材)		○		○			○	○		○	注2
	組立人孔(規格品)		○			○			○	○		注8
	組立人孔(特殊品)		○		○				○	○		
	通信用塩化ビニル管(PV管)		○			○		○		○		注9
	通信用塩化ビニル管ダクトスリーブ		○			○		○		○		注9
	通信用塩化ビニル管用管枕		○		○			○		○		注9
	通信用塩化ビニル管潤滑剤		○		○			○		○		注9
	電力用塩化ビニル管(SVP管)		○			○		○		○		注9
	電力用塩化ビニル管ダクトスリーブ		○			○		○		○		注9
	電力用塩化ビニル管用管枕		○		○			○		○		注9
	電力用塩化ビニル管接着剤		○		○			○		○		注9
	電線共同溝U型ボックス(特殊部)	○	○		○			○		○		注9、注17
	電線共同溝鋳鉄製蓋	○	○		○			○		○		注9、注17
	電線共同溝ふた用銘板		○		○			○		○		注9
	電線共同溝用埋設シート		○		○			○		○		注9
	アルミニウム高欄・柵		○		○				○	○		
	当区以外の管理者が仕様を定めている物品		○		○				○	○		注15

注1) 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことを言う。

注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。

注3) 主に工場素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。

なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工場等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。

- 注4) 材料番号201～203、501～510、512～514及び705の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。
- 注5) 材料番号417～427のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書(写)」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し「承諾申請書」を提出の上、「試験を行う検査」により品質を確認するとともに、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。
- 注6) 材料番号301～306の材料は、手練コンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。
- 注7) 材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び「特記仕様書」等によるものとする。なお、材料検査の技術的基準は、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について、定めたものである。
- 注8) 「(公社)日本下水道協会」の認定適用資器材(Ⅱ類)並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査にあたっては、当該製品の表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を確認する。
- 注9) 東京都電線共同溝整備マニュアル又は標準構造図集による。
- 注10) 本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号108～113、117及び312の材料で、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督員資料」とする。
- 注12) 土木工事については、「材料承諾申請書等提出要領」(平成27年3月17日26建総技第664号)に基づき、提出する。

注 13) 供給者別に試験成績表を提出する。

注 14) 配合報告書を提出する。

注 15) 国都区市道への接続が行われる道路工事等において、相手方の管理区分内に相手方が求める仕様に基づいた構造物（街路灯、標識、防護柵等）を築造することがある。この場合は、相手方の仕様を承諾書に添付する。

注 16) JIS 等規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。

注 17) 次の部材は本基準 第 3（材料検査の執行区分）の 2 に基づき適正に対応すること。

- ・電線共同溝部材（強度計算、現場加工を要する部材）
- ・橋梁重要部材（支承、伸縮装置、落橋防止装置、変位制限装置）

## 別表一 2

# 品目別の執行区分及び検査方法

(建築工事)



別表－２

## 材料検査の品目別執行区分及び検査方法

(建築工事)

区 分	品 名	監督員検査				摘 要
		検査の方法				
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図及び カタログ					
土工事	割り石、砂利、再生砕石等	別表 1 による				
地業工事	PHC杭 A種、B種、C種				○	
鉄筋工事	異形棒鋼				○	
	スパイラルフープ				○	
	鉄筋金網				○	
コンクリート工事	生コンクリート	○				ただし、「土木工事施工管理基準」に基づき施行管理対象工事は別表 1 による
鉄骨工事	等辺山形鋼				○	
	不等辺山形鋼				○	
	溝形鋼				○	
	I・H形鋼				○	
	外法H形鋼				○	
	平鋼				○	
	縞鋼板				○	
	軽量形鋼				○	
	デッキ・キーストプレート			○		
	アンカーボルト				○	
	高力ボルト				○	
	特殊高力ボルト			○		
	フラットデッキ			○		
既製コンクリート工事	空洞コンクリート				○	
	れんが			○		
	れんがブロック			○		

別表－２

区 分	品 名	監督員検査				摘 要
		検査の方法				
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図及び カタログ					
防水工事	アスファルト防水材			○		
	合成高分子ルーフィング防水材			○		
	塗膜防水材			○		
	モルタル防水材			○		
	ポリエチレンフィルム			○		
	合成樹脂発泡体			○		
	れき青質板			○		
	アルミアングル			○		
石工事	シーリング材			○		
	花こう岩			○		
	大理石			○		
タイル工事	テラゾブロック			○		
	タイル			○		
木工事	木材（構造材、端柄材、造作材、 板材、合板）			○		
	釘金物類			○		
	接着剤			○		
	防腐剤			○		
金属工事	縦樋（白ガス管）				○	
	〃（塩ビ管）				○	
	インサート			○		
	コーナービート			○		
	床目地棒			○		
	ルーフドレイン			○		
	マンホール蓋			○		
	階段ノンスリップ			○		
	軽量鉄骨			○		
	天井点検口			○		
	床点検口			○		

別表－２

区 分	品 名	監督員検査				摘 要
		検査の方法				
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図及び カタログ					
左官工事	石こうプラスタ			○		
	外装塗材（厚、薄）			○		
	内装塗材（厚、薄）			○		
	複層仕上塗材			○		
	下地調整材			○		
	床セルフレベルング材			○		
建具工事	木製建具			○		
	建物金具			○		
	襖			○		
	天袋・地袋			○		
	障子			○		
	金属建具			○		
	シャッター			○		
ガラス工事	ガラス			○		
	ガラス副資材（ガスケット、油性パテ、シーリング）			○		
塗装工事	合成樹脂調合ペイント（S O P）				○	
	フタル酸樹脂エナメル（F E）				○	
	合成樹脂調合エマルジョン（E P）				○	
	塩化ビニルエナメル（V P）				○	
	アクリル樹脂エナメル（A E）				○	
	クリアラッカー（C L）				○	
	油性ステイン（O S）				○	
内外装工事	畳			○		
	ビニル系床シート			○		
	ビニル床タイル			○		
	ソフト幅木			○		
	石膏ボード			○		

別表－2

区 分	品 名	監督員検査				摘 要
		検査の方法				
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図及び カタログ					
内外装工事	ケイ酸カルシウム板			○		
	セメント板			○		
	ロックウール化粧吸音板			○		
	ポリスチレンフォーム板			○		
	クロス			○		
	ロックウール（半乾式）（湿式）			○		
	屋根折板			○		
	塗り床材（セメント系、ウレタン系、エポキシ系）			○		
	グラスウール			○		
	パーティクルボード			○		
	合板（特殊）			○		
	フローリング			○		
	じゅうたん			○		
仕上げユニット工事	黒板			○		
	チョークボックス			○		
	ピクチャーレール			○		
	掲示板			○		
	室名札			○		
	流し台			○		
	コンロ			○		
	吊り戸棚			○		
外溝整備工事	アスファルト舗装	別表1による				
	インターロッキングブロック			○		
	メトロレンガ			○		
	鉄筋コンクリートU型溝				○	
	コンクリートU型溝蓋				○	
	U形溝グレーチング蓋			○		
	鉄筋コンクリート特殊L型溝蓋				○	

別表－2

区 分	品 名	監督員検査			摘 要	
		検査の方法				
		試 験	確認			照 合
成 績	製作図及び カタログ					
外構整備工 事	鉄筋コンクリートL型溝				○	
	地先境界ブロック				○	
	歩車道境界ブロック				○	
	ネットフェンス			○		
	排水ヒューム管				○	
	円形人孔（組立て）				○	
	車止め			○		
学校体育施 設工事	浸透集水管（コンクリート系F P，ポリ系ドレインパイプ）			○		
	グラウンド・テニスコート舗装材			○		
	支柱用埋筒			○		
	テニスコートライン			○		
	コートポイント			○		
	礎石、角石			○		
	体育館床			○		
	器具用床埋込金物			○		
	コートライン			○		
	防球ネット			○		
	肋木			○		
	クライミングロープ			○		
	ダンスバー			○		
柔道畳			○			
植栽工事	樹木・芝・植栽材等	別表1による				

# 別表— 3

## 品目別の執行区分及び検査方法

### (設備工事)

別表— 3 — 1 電気設備工事.....	29
別表— 3 — 2 機械設備工事.....	34
別表— 3 — 3 水門、排水ポンプ設備工事.....	39

別表－３－１

## 材料検査の品目別執行区分及び検査方法

(電気設備工事)

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要
		検査の方法	検査の方法		
		試験	確認		
成 績	製作図及びカタログ				
1. 電線類	電線（規格品）			○	注参照
	電線（規格品外）			○	
	ケーブル(規格品)			○	注参照
	ケーブル(規格品外)			○	
	端末処理材（高圧用）			○	
2. 電線管類及びボックス類	電線管類及び付属品（規格品）			○	注参照
	電線管類及び付属品（規格品外）			○	
	PF管、CD管、VE管及び付属品			○	
	波付ポリエチレン管及び付属品			○	
	プルボックス			○	
	ケーブルラック及び付属品			○	
	バスダクト			○	
	金属ダクト			○	
	フロアダクト及び付属品			○	
	ライティングダクト			○	
	金属製線び			○	レースウェイ等
	合成樹脂線び(規格品)			○	モール、注参照
3. 配線器具及び電気機器	光電式自動点滅器			○	注参照
	タイマー等			○	
	電極棒類、フロートスイッチ等			○	
	リレー・マグネットスイッチ等			○	
	配線器具（規格品）			○	埋込、露出スイッチ、コンセント等、注参照
	換気扇（住宅用）			○	

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－１

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要
		検査の方法	検査の方法		
		試験	確認		
成 績	製作図及びカタログ				
3. 配線器具 及び電気 機器	換気扇（住宅用以外）		○		
	有圧換気扇		○		
4. がいし類 及びコン クリート 製品	がいし類（規格品）			○	注参照
	支持金物類		○		
	電柱（コンクリート柱）及び根かせ類		○		
	電柱（鋼管柱）		○		
	装柱材		○		
	ハンドホール類		○		既成ハンドホ ール铸铁蓋、地中 箱
	標識及び地中電線路表示シート		○		接地標、ケーブ ル埋設標、埋設 用シート
5. 電力機器	高圧受配電盤（キュービクルを含む）	○			
	計器類		○		
	計器用変流器・変圧器		○		
	継電器類（電子式又は静止式を含む）		○		GR、OCR等
	断路器		○		
	高圧カットアウト		○		
	高圧開閉器及び接触器		○		
	高圧しゃ断器		○		
	電力ヒューズ			○	注参照
	変圧器		○		
	変圧器（特高、特注）	○			
高圧コンデンサ、リアクトル		○			

注）規格は工事標準仕様書引用規格等を参照



別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要
		検査の方法	検査の方法		
		試験	確認		
成 績	製作図及 びカタログ				
5. 電力機器	変電室用金物類			○	保護金網、縞鋼板フレームパイプ等
	母線材			○	
	接地材			○	
	変電室付属品			○	耐電板、ゴム手袋等
	UGS, GR付きPAS		○		
	避雷器			○	
	電動機（低圧）			○	
電動機（高圧）	○				
6. 避雷針設備	突針、支持管、導線、接続器等			○	
7. 通信用機器	拡声器及び付属機器（汎用品）			○	スピーカー、マイク、クロフオン、アンプ、チャイム、テープレコーダー、プレーヤー、ラック等
	電話設備（主装置共）			○	インターホン含む
	テレビ共同受信設備材			○	アンテナ、ブースター、分配器等
	ITV装置			○	
	電気時計			○	水晶式親時計、太陽電池時計等
8. 火災報知器	火災報知器（受信器）、非常通報装置			○	総合盤
	感知器類（発信器）				○ 規格は消防認定品
	空気管				○ //
	ベル				○ //

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
8. 火災報知器	標示灯				○	〃
	標識板				○	〃
	消火ポンプ起動リレー				○	〃
	試験器				○	〃
	非常通報装置（受信器）			○		押しボタン、ランプ、電話等
	中継器				○	規格は消防認定品
	自動閉鎖装置			○		
9. 照明器具	照明器具			○		
	照明器具（特注品）	○				
	LED照明器具		○			
	LED照明器具（特注品）	○				
	灯注			○		
	灯注（特注品）	○				
	安定器類			○		
	ランプ類				○	注参照
10. 盤類及び開閉器類	盤類		○			
	盤類(特注品)	○				
	戸別開閉器			○		パネル形分電盤
	配線用しゃ断器				○	MCB, ELB等
	モーターブレーカー配電函（規格品）			○		鉄箱開閉器
	引込開閉器			○		引込箱
	電磁開閉器				○	注参照
	安定開閉器				○	〃
	ヒューズ類				○	〃

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－１

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要	
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認			照 合
成 績	製作図及びカタログ					
11. 発電装置 (パッケージ型)	パッケージ型発電装置		○			パッケージ型発電装置とは防音ジャケットに入った一式のもの
12. 発電装置 (パッケージ型以外)	原動機類 (含ガスタービン)	○				
	発電機	○				
	配電盤	○				
	補機付属装置	○				
13. 直流電源装置及び無停電電源装置	整流装置	○				
	蓄電池		○			
	UPS (規格品)		○			
	UPS (特注品)	○				
	CVCF (規格品)		○			
	CYCF (特注品)	○				
14. 特殊設備						検査事務主管課長の指示による
15. 特注製品						検査事務主管課長の指示による

備考

1. 東京都電気設備工事標準仕様書にて表記されている試験項目を参考に記す

電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17
受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 11
静止形電源設備工事	機材の試験	4. 2. 3
発電設備工事	機材の試験	5. 1. 8
弱電設備工事	機材の試験	6. 1. 22
中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5

2. 国区市町村が管理する管理区分内に、当該管理者が仕様を定める構造物を築造する場合の検査区分は、監督員検査とする。

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
1. 共通材料	管及び継手類（規格品）				○	給排水用、注参照
	管及び継手類（規格品外）			○		〃
	弁類（規格品）				○	注参照
	弁類（手動、規格品外）			○		
	弁類（自動、規格品外）		○			
	伸縮継手			○		
	防振継手			○		
	可とう継手			○		
	配管用支持金物			○		
	保温、保冷、防露材料			○		
	バルブボックス（含量水器 ボックス）			○		
	ポンプ類		○			
	ポンプ類（特注品）	○				
	ストレーナ（規格品）				○	注参照
	ストレーナ（規格品外）			○		
	Vベルト				○	注参照
	ベアリング				○	〃
	塗料				○	〃
圧力タンク			○	ボイラ及び圧力容器安全規則による		
2. 給水設備	水槽類（鋼板製）	○				
	水槽類（鋼板製組立式）			○		
	水槽類（樹脂製）			○		
	水槽類（木製）	○				
	水栓類				○	注参照
	ボールタップ、定水位弁			○		
	水栓柱			○		
	流量計			○		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－２

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
2.	給水設備	量水器			○	注参照
3.	消火設備	消火ポンプユニット		○		工事標準仕様書 該当適合品
		消火機器		○		"
		消火器			○	注参照
4.	給湯設備	給湯ボイラ	○			
		バーナ		○		
		湯沸器類		○		
		給湯暖房機		○		
		排気筒		○		
		貯湯槽		○		
5.	排水通気 設備	排水金物（含トラップ、掃 除口）		○		
		通気ガラリ		○		
		ベンドキャップ		○		
		排水枳		○		
		鋳鉄製マンホール蓋		○		
		鋳鉄製格子蓋		○		
		コンクリート製蓋		○		
		鋼鉄製蓋		○		
6.	衛生器具 設備	衛生器具類			○	注参照
		衛生器具類（規格品以外）		○		
		付属金属類		○		
		紙巻器		○		
		鏡		○		
		化粧棚		○		
		水飲器		○		
		水石鹼入		○		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－２

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
7. ガス設備	ガスカラン			○		プロパン用
	コック類			○		〃
	燃焼器具類			○		
8. 浄化槽設備	槽本体			○		FRP 槽等
	機器類及び付属材料			○		〃
9. さく井設備	ストレーナ加工側管			○		
	側管			○		
10. ボイラ設備	オイルストレージタンク	○				
	熱交換器	○				
	各種ボイラ			○		ボイラ及び圧力容器 安全規則による
	バーナ類			○		
	軟水装置			○		
	槽類			○		
	各ヘッダ			○		
	オイルサービスタンク			○		
	煙突			○		
	煙道			○		
	レンガ類				○	注参照
	モルタル類				○	〃
	トラップ類				○	〃
	熱管理計器			○		
	耐熱塗料			○		
	濾格子			○		
軟水器			○			

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－3－2

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
1 1. 冷凍機設備	冷凍機（60冷凍トン未満）		○			
	冷凍機（60冷凍トン以上）	○				
	凝縮機			○		
	蒸発器			○		
	レシーバータンク			○		
	オイルセパレータ			○		
	冷凍機付属品			○		
	冷媒弁				○	注参照
1 2. 空気調和設備	冷暖房機		○	○		
	送風機（#6, Φ900以上）	○				#=翼直径/150
	送風機（#6, Φ900未満）		○			〃
	空気調和機		○	○		
	空気濾過器			○		
	伸縮継手			○		
	ダンパ類			○		
	吹出口及び吸込口類			○		
	消音装置			○		
	天蓋			○		
	ダクト用補助材料及び支持金物			○		
	風道			○		
	空気調和制御機器			○		
冷却塔			○			
放熱器			○		ファンコイルユニット、 ファンコンベクタ等	

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－２

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
1 2. 空気調和 設備	冷温水発生器（100 冷凍トン未満）		○			
	冷温水発生器（100 冷凍トン以上）	○				
1 3. その他設 備	昇降機（規格品）		○			BL 認定品等
	昇降機（規格品以外）	○				
	小荷物専用昇降機			○		
1 4. 機械駐車 装置	機械駐車装置		○			
1 5. 水処理装 置	循環浄化装置（ろ過式）	○				
	〃（ユニット 型）		○			
	ろ材			○		
	熱交換器		○			
	海水仕様ポンプ（Φ80 未 満）		○			
	〃（Φ80 以 上）	○				
1 6. 特殊設備						検査事務主管課 長の指示による
1 7. 特注製品						検査事務主管課 長の指示による

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照



区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
1. 単体製 品	水門門扉	○				
	天井走行クレーン	○				
	ワイヤーロープ		○			
	水密ゴム		○			
	開度計		○			
	制動機		○			電磁ブレーキ、油 圧押し上げブレーキ 等
	油圧機器		○			油圧ポンプ、油圧 シリンダー等含む
	集中給油装置			○		付属品を含む
	ディーゼル機関	○				主ポンプ用
	流体継手	○				〃
	遠心クラッチ			○		
	減速機類	○				主ポンプ用
	空気圧縮機		○			
	空気槽		○			
	歯車ポンプ		○			
	貯油槽		○			
	オイルサービスタンク			○		
	排水機場主ポンプ	○				
	吐出管類	○				主ポンプ用
	弁類	○				〃
真空ポンプ		○			付属品を含む	
除塵機	○					

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－３－３

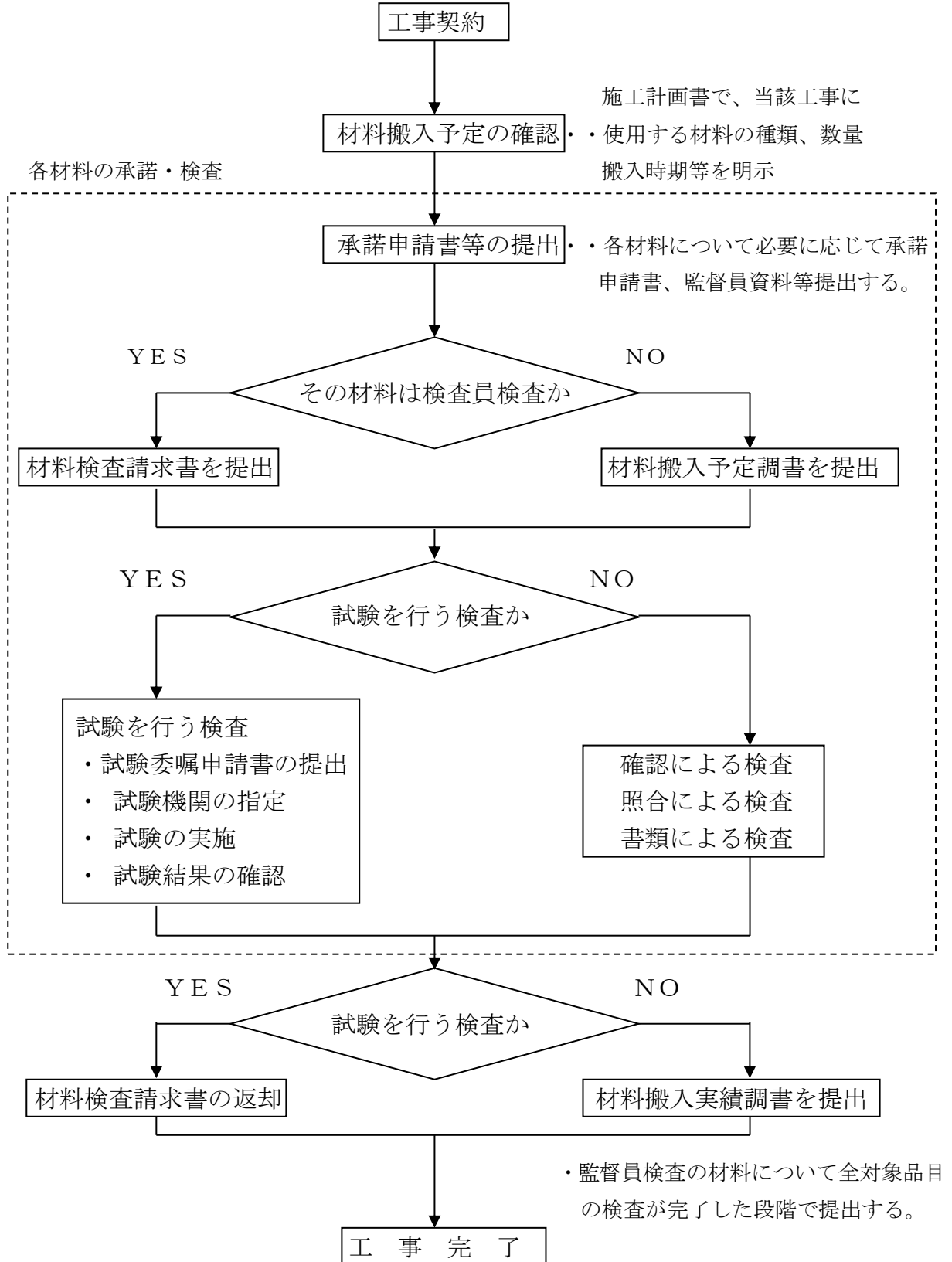
区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
２． 部品類	機関等機器部品			○		純正部品
	シリンダーライ付等重要部品		○			
	潤滑油及び作動油				○	注参照
	計器類			○		
	鋼材品			○		カバー、架台、階段等
	ボルト類			○		J I S規格品は照合
３． 特殊設備						検査事務主管課長の指示による
４． 特殊製品						検査事務主管課長の指示による

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

## 第2章 手続き

### 1. 材料検査の手続き

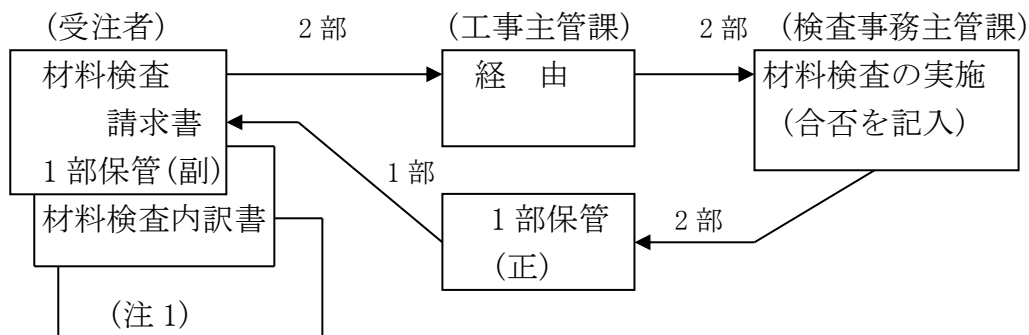
材料検査の手続きは、原則として下図に示すフローによるものとする。



## 2. 書類の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

### (1) 検査員が行う材料検査

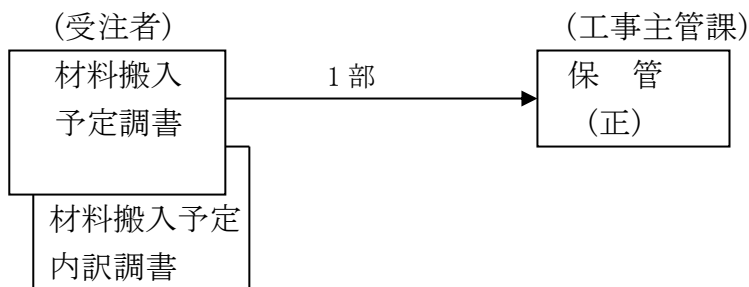


(注 1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

(注 2) 材料検査請求書は 2 部(正・副)提出し、工事等主管課で(正)を保管、(副)は検査終了後に受注者に返却する。

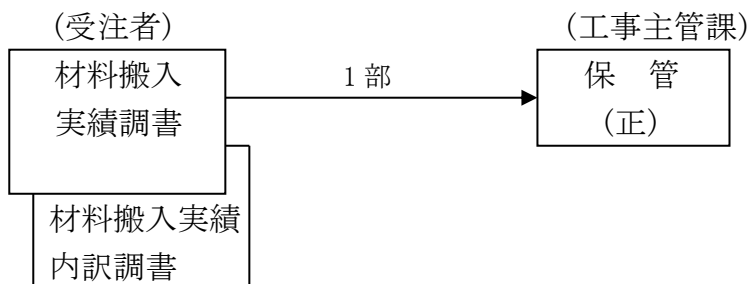
### (2) 監督員が行う材料検査

#### ① 「材料搬入予定調書」の提出



(注 1) 材料搬入予定調書は 1 部(正)提出し、工事等主管課で保管する。

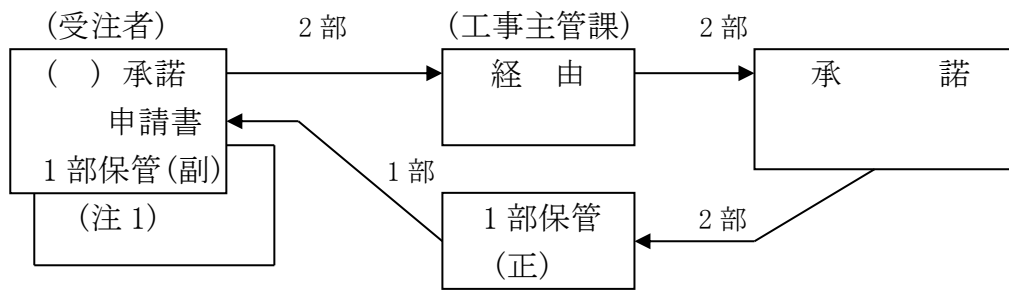
#### ② 「材料搬入実績調書」の提出



(注 1) 材料搬入実績調書は 1 部(正)提出し、工事等主管課で保管する。

(3) 承諾申請書の提出

①承諾申請書の提出



(注1) 承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

(注2) 承諾申請書は2部(正・副)提出し、工事等主管課で(正)を保管、(副)は承諾後に受注者に返却する。

## 参考—1

アスファルト事前審査制度について

## アスファルト混合物事前審査制度実施要領

制 定 平成7年8月25日 7建総技第125号  
一部改訂 平成27年3月17日 26建総技第663号  
一部改訂 令和3年3月9日 2建総技第632号

### 1 アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注単位ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む。以下「混合物という」）の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督検査業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。

なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

### 2 品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）により、以下のとおり行う。

- (1) 工事の受注者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類（骨材及びアスファルト混合物の配合設計及び基準密度等）の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証の写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。
- (2) 混合物の製造プラント(以下プラントと言う)における品質管理（骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等）については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。
- (3) 現場における品質管理（コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等）については、従来どおり行う。

### 3 認定証の発行

認定証は、別紙例のとおり、混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関として国土交通省関東地方整備局長が指定した機関の「アスファルト混合物事前審査委員会」の長が行い、有効期限は発行日から1年間である。

### 4 特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事の発注時は、特記仕様書に下記の記載例により明示するとともに、別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）を添付する。

#### 〔特記仕様書記載例〕

##### 第〇〇条 アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）によるものとする。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

1 アスファルト混合物

東京都建設局

工 種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法	
上層 アスファルト 処理盤 混合物 ・ 基層 アスファルト 混合物 ・ 表層 グー ス ア ス フ ア ル ト 混 合 物	材	骨 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ必要)</li> <li>・すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ必要)</li> <li>・塑性指数 (スクリーニングスの場合のみ必要)</li> <li>・粒 度</li> </ul>	便 2-A001,A002  便 2-A005  便 4-F005  便 2-A003	事前に審査	認定証（写） により確認
		フ ィ ラ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水 分</li> <li>・比 重</li> <li>・粒 度</li> </ul>	便 2-A010 便 2-A010 便 2-A009	事前に審査	認定証（写） により確認
	料	石 油 ア ス フ ア ル ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・針 入 度</li> <li>・軟 化 点</li> <li>・伸 度</li> <li>・トルエン可溶分</li> <li>・引 火 点</li> <li>・薄膜加熱質量変化率</li> <li>・薄膜加熱針入度残留率</li> <li>・蒸発後の針入度比</li> <li>・蒸発質量変化率</li> <li>・粘度(動粘度)</li> <li>・密 度</li> <li>・タフネス・テナシティ</li> <li>・粘 度 比 (60℃)</li> </ul>	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証（写） により確認
		混 合 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合物の配合設計</li> <li>・混合物の密度（基準密度）</li> </ul>	舗装施工便覧  便 3-B008、 土木材料仕様書	事前に審査 ”	認定証（写） により確認
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材の粒度</li> <li>・骨材の加熱温度</li> <li>・アスファルトの溶解温度</li> <li>・混合物の骨材粒度及び アスファルト量</li> <li>・混合物の密度</li> <li>・混合物の温度</li> </ul>	便 2-A003  便 2-A003 便 4-G028、便 4-G029 便 3-B008	「土木工事施 工管理基準」 による	プラントの 自主管理

※注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

3 便：舗装調査・試験法便覧((公社)日本道路協会)



アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

2 再生アスファルト混合物

東京都建設局

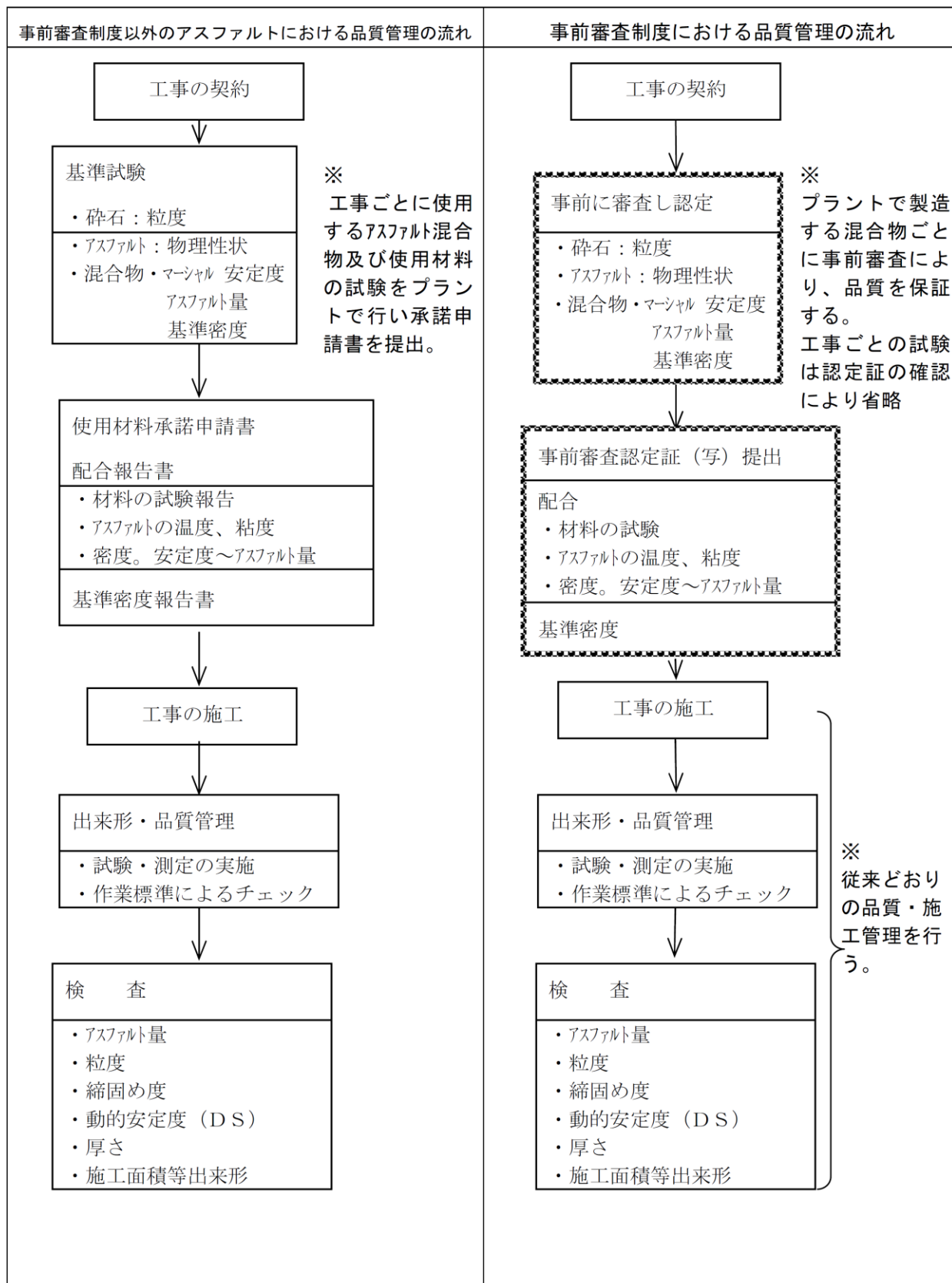
工 種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法	
上 再生 層 再生 アス 路 フ ア ル ト 盤 工 処 理 ・ 混 合 物 ・ 再 生 工 ア ス フ ア ル ト 表 層 混 合 物 工 混 合 物	材	再生骨材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト抽出後の骨材粒度</li> <li>・旧アスファルト含有量</li> <li>・旧アスファルトの針入度</li> <li>・洗い試験で失われる量</li> </ul>	便 2-A003  便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生用添加剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動粘度（60℃）</li> <li>・引火点</li> <li>・薄膜加熱後粘度比</li> <li>・薄膜加熱質量変化率</li> </ul>	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生石油アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・針入度</li> <li>・軟化点</li> <li>・伸度</li> <li>・トルエン可溶分</li> <li>・引火点</li> <li>・薄膜加熱質量変化率</li> <li>・薄膜加熱針入度残留率</li> <li>・蒸発後の針入度比</li> <li>・蒸発質量変化率</li> <li>・粘度(動粘度)</li> <li>・密度</li> <li>・タフネス・テナシティ</li> <li>・粘度比（60℃）</li> </ul>	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証（写）により確認
	料	混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合物の配合設計</li> <li>・混合物の密度（基準密度）</li> </ul>	舗装再生便覧 土木材料仕様書、便 3-B008	事前に審査	認定証（写）により確認
		混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧アスファルト含有量</li> <li>・旧アスファルトの針入度</li> <li>・洗い試験で失われる量</li> <li>・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量</li> <li>・再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度</li> <li>・再生骨材使用率</li> <li>・混合物の密度</li> <li>・混合物の温度</li> </ul>	便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856  舗装再生便覧 便 2-A003、便 4-G028、 便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856  便 3-B008 土木材料仕様書	「土木工事施工管理基準」による	プラントの自主管理

※注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

3 便：舗装調査・試験法便覧（(公社)日本道路協会）

〔参考〕 アスファルト混合物事前審査制度との比較



(別紙 例)

認定番号 | ○○○○-○○○-○○○○

# 認 定 証

○○○○(株)△△工場  
工場長 □ □ □ □ 殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果  
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

令和○年 ○月○日

アスファルト混合物事前審査委員会  
委員長 ○ ○ ○ ○

記

番号	認定混合物記号	アスファルト混合物の名称
1	V-01A	都型アスファルト処理混合物(30) [75回] 40/60
2	V-02A(T)	粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T) 40/60
3	V-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T) ポリマー改質Ⅱ型
4	V-04A	密粒度アスファルト混合物(20) [75回] 40/60
5	V-05A	特別対策密粒度アスファルト混合物(20) [75回] ポリマー改質Ⅱ型
6	V-06A(T)	密粒度アスファルト混合物(13) [75回] (T) 40/60
7	V-07A(T)	特別対策密粒度アスファルト混合物(13) [75回] (T) ポリマー改質Ⅱ型
8	V-08	細粒度アスファルト混合物(13) [50回] 60/80
9	V-11	透水性用開粒度アスファルト混合物(13) [50回] 60/80
10	V-16	都市細粒度アスファルト混合物(5) [50回] 60/80
11	V-18A	特別対策都型開粒度アスファルト混合物1号(13) [75回] ポリマー改質Ⅱ型
12	V-19	都型開粒度アスファルト混合物2号(13) [50回] 60/80
13	V-21(K)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13) [50回] (K) ポリマー改質H型
14	V-21(T)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13) [50回] (T) ポリマー改質H型
15		以 上
16		

有 効 期 間	令和○年○月○日 ~令和○年○月○日
---------	--------------------

(T)がった混合物は東京都土木材料仕様書の基準値を満足するものである。

(K)がった混合物は国土交通省関東地方整備局の基準値を満足するものである。

※国土交通省関東地方整備局の指定アスファルト混合物事前審査機関による委員会

事前審査認定アスファルト混合物（新規混合物）総括表（例）

認定番号	○○○○-○○○ -○○○○	混合所名				
			認定証混合物番号 1 / 21			
混合物記号	V-03A(T)	有効期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日			
混合物の名称	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T)ポリマー改質Ⅱ型					
最大粒径	20 mm	突固め回数	75 回			
アスファルトの種類	ポリマー改質Ⅱ型	配合設計年月	令和○年○月			
使用骨材の室内配合・材質・産地						
骨材名	配合比 %	材質	産地			
C-						
4号砕石						
5号砕石	19.5	硬質砂岩	茨城県東茨城郡城里町			
6号砕石	31.0	〃	栃木県下都賀郡岩舟町			
7号砕石	16.0	〃	〃			
スクリーニングス						
砕砂	22.1	硬質砂岩	栃木県佐野白岩町			
細砂	7.4	山砂	千葉県市原市万田野			
石粉	4.0	石灰岩	埼玉県秩父郡横瀬町			
計	100.0					
		現場配合				
		種別	配合比 %			
			計量値 kg			
		5ピン				
		4ピン	15.8			
		3ピン	31.5			
		2ピン	18.6			
		1ピン	25.3			
		ダスト	0.4			
		石粉	3.9			
		アスファルト	4.5			
		改質材*				
		計	100.0			
			2,000			
通過質量百分率 %	ふるい目	室内配合	現場配合	確認抽出試験	粒度範囲	
	37.5 mm					
	31.5 mm					
	26.5 mm	100.0	100.0		100	
	19 mm	99.8	99.4	代表混合物により確認	95～100	
	13.2 mm	81.4	82.6		70～90	
	4.75 mm	49.1	48.9		35～55	
	2.36 mm	29.7	30.3		20～35	
	600 μm	17.2	18.2		11～23	
	300 μm	12.5	12.8		5～16	
150 μm	6.6	7.3		4～12		
75 μm	4.3	4.4	3.5	2～7		
アスファルト量 %		室内配合 設計 4.5	現場配合 設定 4.5	確認試験	基準値 4.3～5.3(目標値)	
安定度試験	密度 g/cm <sup>3</sup>	2.395	2.398	代表混合物により確認	2.35以上	
	理論密度 g/cm <sup>3</sup>	2.507	2.507			
	空隙率 %	4.5	4.3			3～7
	飽和度 %	69.8	70.7			65～85
	安定度 N	14.34	14.58			10.0以上
	フロー値 1/100cm	31	30			20～40
残留安定度 %	—	—				
基準密度 g/cm <sup>3</sup>	—	2.398	—	—	2.35 以上	
動的安定度 回/mm	—	8	6,000以上	—	3,000以上	
透水係数 cm/sec	—	—	—	—	—	
混合物出荷目標温度 °C	175 ± 10					

\* : プラントミックスタイプの改質材を使用の場合、現場配合の配合比および計量値は、その固形分を表示してある。

## 参考—2

試験研究機関一覧（参考）

試験研究機関一覧（参考）

○：実施、－：未実施

（2021年4月）

番号	試験機関の名称（公益法人）	試験室の所在地	電話番号	受託試験項目				
				コンクリート	アスファルト	鉄筋	石材（砕石）	その他
1	（公財）東京都道路整備保全公社 土木材料試験センター	江東区新砂 1-9-15	03-5683-1550	○	○	○	○	○
2	（一財）建材試験センター（浦和試験室）	埼玉県さいたま市桜区中島 2-12-8	048-858-2790	○	－	○	○	－
3	（一財）〃（武蔵府中試験室）	府中市四谷 6-31-10	042-351-7117	○	○	○	－	－
4	（一財）〃（横浜試験室）	神奈川県横浜市港北区新吉田東 8-31-8	045-547-2516	○	△	○	－	－
5	（一財）〃（船橋試験室）	千葉県船橋市藤原 3-18-26	047-439-6236	○	－	○	－	－
6	（一社）東京都溶接協会 東部材料試験室	江東区大島 3-1-11	03-3685-5448	－	－	○	－	○
7	（一財）日本溶接技術センター	神奈川県川崎市川崎区本町 2-11-19	044-222-4102	－	－	○	－	○
8	（一財）日本繊維品質 東京総合試験センター	港区芝浦 3-13-16	03-5439-8022	－	－	－	－	○
9	（一財）化学物質評価研究機構 東京事業所	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600	0480-37-2601	－	－	－	－	○
10	（公財）東京都防災・建築・まちづくりセンター建築材料試験所	品川区東大井 1-12-20	03-3471-2691	○	－	○	－	－
11	（一財）日本品質保証機構 関東機械試験所	品川区東大井 1-8-12	03-3474-2525	○	－	○	○	○
12	（一社）建築研究振興協会 戸田試験所	埼玉県戸田市新曾 2213	048-420-5077	○	－	○	－	○
13	（一社）日本道路建設業協会 道路試験所	八王子市東浅川町 552	042-661-6529	○	○	○	○	○
14	（一財）日本塗装検査協会 東支部	神奈川県藤沢市宮前 636-3	0466-27-1121	－	－	－	－	○

（○：実施可能、△：一部実施可、－：実施不可）

（公財）：公益財団法人 （一財）：一般財団法人 （一社）：一般社団法人

※本表は参考として代表的な試験研究機関を掲載したものであり、材料検査等にあたっては、他の機関も利用できる。